

中野区教育委員会会議録

令和7年第11回定例会

令和7年4月11日

中野区教育委員会

令和7年第11回中野区教育委員会定例会

○日時

令和7年4月11日（金）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時03分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 高野 治人

教育委員会委員 平本 紋子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 森 克久

子ども・教育政策課長 神谷 万美

学校地域連携担当課長 保積 武範

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

子ども教育施設課長 原 太洋

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 網野 愛子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

6人

○議事日程

1 報告事項

(1) 事務局報告

- ①令和7年度教育行政に関する点検及び評価(令和6年度分)の実施について(子ども・教育政策課)
- ②中野区立幼稚園・学校における合理的配慮のガイドライン(案)について(指導室)
- ③日本語指導が必要な児童生徒の適応支援の検討状況の報告(指導室)

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 11 回定例会を開会いたします。

初めに、令和 7 年 4 月 11 日付で教育委員会委員の就任がございましたので、ご紹介いたします。

高野治人委員です。一言、ご挨拶をいただきたいと思います。高野委員、お願いいたします。

高野委員

初めまして。このたび、教育委員に就任いたしました高野と申します。普段は、内科・小児科で、たかのクリニックを上鷺宮で開業しておりまして、もう 15 年になります。

また、医師会で理事を務めて、今期で 8 年やっております。前任の村杉先生より、引き続きという形にはなりますけれども、教育委員に就任させていただきました。

中野区では、ここ以外にも介護認定や障害支援区分、あと予防接種などで委員を務めております。そのほか、私事ですが、小学校 6 年と 2 年の児童が小学校に通っていまして、保護者としても活動しております。

このたび、就任するに当たりまして、金曜日午前は診療と重なってしまったので、患者様にはご迷惑かけることになったのですけれども、前任の村杉先生やその前の渡邊先生、山田先生からも、教育委員として勉強あるいは人生経験が役に立つということで、人間的にも成長できるということで、こちらに就任することにいたしました。

今回は医師として専門知識を生かしながら、教育委員として活動していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

田代教育長

それでは、日程に入ります。

本日の会議録署名委員は伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりです。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項は特にありませんが、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

一つだけ。今年もサンモールの商店街で、こいのぼりの展示が始まり見てまいりました。4月ですので、随分と早いなと思ったのですが、元気な子どもたちのこいのぼりを見ることができました。

子どもにとっても、保護者にとっても、一生の思い出に残るイベントだと思いますので、時期ややり方とか、いろいろ難しさもあると思うのですが、地域と学校の連携の中で、充実していくといいなと思いました。とてもありがたいイベントだと思っています。

以上です。

平本委員

先日、豊島区の子どもの権利擁護委員を務めていらっしゃる先生とお話しする機会があったのですが、中野区が昨年度から始めた取組の中で、各小・中学校に30万円前後の予算をつけて、子どもたち自身が使い道を決めるという件について、「大変先進的で、素晴らしいですね」というお誉めの言葉をいただきましたので、共有させていただきたいと思います。

明和中学校の生徒会が中心となって実施した、人権教育講演会の取材記事が3月の新聞で取り上げられた影響ではないかなと思っています。中野区の新しい取組を外に発信して、広報していくことは、取材を受ける学校や子どもたちにとってもよい経験になりますし、区民の皆様が取組を知っていただく機会にもなり、大変意義があることだなと感じています。

今年度の取組事例についても、もし区報やホームページなどの媒体で広報できる機会がありましたら、ぜひご検討いただきたいなと思っています。

以上です。

田代教育長

ありがとうございました。ほかに、委員の方から活動報告等ございましたらお願いします。よろしいですか。

その他、発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「令和7年度教育行政に関する点検及び評価（令和6年度分）の実施

について」報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、私から「令和7年度教育行政に関する点検及び評価の実施について」ご報告申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて実施するものでございます。

資料1、実施目的をごらんください。下に掲げております(1)から(5)の項目に関して評価を行うことで、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進するものでございます。

(1)中長期的な視点で点検及び評価を行うこと。

(2)教育行政全般にかかる目標の体系に基づく課、施策及び事業の成果、効果性及び必要性について横断した視点で点検及び評価を行います。

(3)数値等で表しにくい目標や成果についての点検及び評価も行っていきます。

(4)点検・評価結果を公表し、区民からの意見、提案等を求めることにより、透明性のある教育行政を実現し、説明責任を果たしていきます。

(5)点検・評価結果を目標設定並びに実施事業の見直し及び改善に活用することにより、マネジメントサイクルを確立してきます。

続いて、実施方法でございます。中野区教育ビジョン（第4次）を基にした点検・評価票を作成することによって実施してまいります。

続いて3、外部評価委員会の設置でございます。教育に関し、学識経験を有する者を含む外部評価委員会を設置し、意見を聴取してまいります。

続いて4、重点項目でございます。教育ビジョン（第4次）を基に評価対象年度における重点項目を次のとおり設定し、点検・評価を行ってまいります。

1番目、確かな学力の定着（知）、教員の授業力の向上。また2番目、豊かな心を育む教育の充実（徳）。そして3番目、体力・運動意欲の向上（体）、健康の保持増進。そして4番目、いじめ対策及び不登校傾向の児童・生徒の支援強化。最後に外国語活動・英語教育の充実でございます。

最初の四つ「知」「徳」「体」「いじめ・不登校」に関しましては、中野区の教育の根幹であることから、必須項目としております。最後の外国語活動に係るものにつきましては、これまでの外部評価委員からの指摘事項や、教育ビジョン（第4次）の各目標を達成するた

めの共通の基盤から選定をしたところでございます。

続いて、事業の名称変更についてでございます。令和6年度までは、法律の名称に基づいた名称としておりましたが、広く区民にとって、よりわかりやすい表記とするために、名称を「教育行政に関する点検及び評価」と改めてございます。

最後に、今後の予定でございます。4月から5月、事務局で自己評価をいたします。6月から10月にかけて外部評価を実施いたします。この際、外部評価委員と教育委員会の意見交換会も予定しております。11月に点検・評価結果について委員会で議決をしていただき、12月には区議会に報告をする予定となっております。

報告については以上になります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたら、お願いいたします。

伊藤委員

ご質問も含めて、主にコメントでございます。3点ございます。

一つは、名称の変更ですけれども、例年、大変熱心に外部委員の先生も評価くださることを、広く区民の方に、あるいは学校現場の先生方に知っていただきたいということがございましたけれども、名称が「教育行政に関する点検及び評価」と、わかりやすくなりますと、興味を引かれやすいですし、教育行政に関する評価だということが明確になりますので、大変ありがたいことだなと思います。それが1点です。

もう一つは、今回の評価が再来年の計画に反映していくというようなサイクルになっていると思いますので、今回の評価される対象である実践は、そのまた2年前の評価を反映していたはずですので、今回対象となる事柄について、その2年前にどのような評価があった、どのように計画が変更されたのか、あるいは構築されたのかということを確認しながら、また評価をしていただけますとこの評価の意味ですとか、連続性ということが生かされるかなと思います。

その一方で、時代の変化がとても早くなっておりますので、2年前の事柄と全く状況が違うということも多々ございます。全てが計画どおり、あるいは計画に評価が反映されていればいいということでは、単純にいけないと思いますので、そういったことも含めて、丁寧にお考えいただけるとありがたいなと思いました。

3点目は、これはご質問を含めてなのですが、4番の重点項目のところ、多分、もしかしたら脱字で、いじめ対策、不登校児童・生徒への支援の強化でしょうか。ただ、いじめはい

じめを行ってしまった子、いじめのいわゆる被害側のお子さん、双方に支援はとても大事な
ので、こういった表記でも問題はないかなと思うのですが、対策としてあると、予防とい
う意味も含まれるのかもしれませんが、小さなことですが、気になったのでお伝え
をいたしました。このままでも大丈夫だと思います。

以上です。

子ども・教育政策課長

今回の評価点検に当たりましては、連続性を生かした視点、それから状況の変化につい
てもきちっと反映した形で、次の計画にしっかりと進めていきたいと思っております。

また、対策の言葉の使い方のところですが、おっしゃっていただいたとおり、予防
も含めた対応を実施していくといったところです。意味合いとしては、含まれている事柄
なので、こちらの表記はこのままに一旦させていただきますけれども、説明をしたりする
ときに、わかりやすいように伝えていきたく思っております。

平本委員

ご説明ありがとうございました。私も伊藤委員と重なるのですが、たしか昨年度、
岡本委員から名称をよりわかりやすいものにすべきではないかというご意見があつて、こ
こで議論もしまして、その議論の結果が反映されて、名称がわかりやすくなったというこ
とは大変よい改善のサイクルだなと感じております。

また、昨年度の指摘事項を踏まえて、外国語活動と英語教育の充実というのを加えてい
ただいた点も賛成でございます。

毎年、外部評価委員の先生方から大変貴重なご意見、ご示唆をいただいていると感じて
おりまして、特に、昨年は教育機会確保率というポジティブな指標についてのご提言など
もいただきましたので、今年度はそのような観点も取り入れながら、自己評価と外部評価
をぜひ進めていただきたいなと思っております。

以上です。

田代教育長

ありがとうございました。ほかに質問やご発言がありましたら、お願いいたします。よろ
しいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「中野区立幼稚園・学校における合理的配慮のガイドライン
(案)」について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「中野区立幼稚園・学校における合理的配慮のガイドライン（案）について」ご報告をさせていただきます。

「中野区教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」に基づき、中野区立小学校・中学校・幼稚園の学校職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するためのガイドライン案を取りまとめましたので、ご報告をさせていただきます。

1の対象でございますが、中野区立幼稚園・小・中学校教職員でございます。

2、ガイドライン案の主な内容でございますが、(1)各園・学校が合理的配慮を提供することを義務付ける条約、法律等の基本的な考え方を示す。(2)各園・学校における合理的配慮の観点及び基礎的環境整備の例を示す。(3)教職員と幼児・児童・生徒や保護者と相互理解を深めるためのプロセス例を示す。(4)交流及び共同学習の意義や目的、取り組み事例を示す。(5)区内の小・中学校で行っている合理的配慮の具体的な事例を示すとなっております。

3のガイドライン案につきましては、別添資料をご参照ください。

初めに2ページをごらんください。第1章では、「障害者の権利に関する条約」の内容を記載してございます。続いて、3ページをごらんください。第2章では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容を記載してございます。

続いて、4ページをごらんください。第3章では、合理的配慮の基本的な内容を記載してございます。次に5ページをごらんください。第4章では、基礎的環境整備の内容を記載しております。なお、この基礎的環境整備とは、障害のある子どもたちが、学校で学ぶ環境を整備することを指しまして、合理的配慮の基礎なるものでございます。

次に6ページでございますが、第5章では合理的配慮のプロセスをPDCAサイクルに即して記載してございます。次に7ページをごらんください。第6章では、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ、交流及び協働学習について記載しております。

8ページでは、第7章でございますが、中野区立園・学校における合理的配慮の事例を記載してございます。まず8ページから14ページまでが1の教育内容・方法についての事例を掲載してございます。続いて、飛んで15ページをごらんください。2の支援体制について記載してございます。次に、16ページでございますが、こちらでは3の施設・設備について記載してございます。

恐れ入りますが、かがみ文にお戻りください。4の専門家の意見の反映についてですが、こちらのガイドライン案は、区内小・中学校特別支援教室担当教員から提案された実践事例をまとめてございます。その上で、学識経験者からガイドライン案に対する指導助言をいただきました。

最後に5の今後のスケジュール（案）でございますが、令和7年5月にガイドラインを策定し、各学校・園、保護者、区民へ周知する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

大変、貴重な資料をおつくりいただいて、誠にありがとうございます。例えば、5章の提供のプロセスを拝見いたしましても、非常にわかりやすく、学校の先生方も保護者の方も、またご本人もこういったわかりやすい流れが可視化されていると、話し合いがより充実したものになっていくのではないかなと思います。

特に、この合理的配慮というのは、やはり関係のある方々がコンセンサスをもって、共通理解をもって環境を調整していく、あるいは必要な支援を考えていく、配慮を考えていくことが趣旨だと思いますので、そういう意味でも、学校の先生方と保護者の方、あるいはご本人が「こういうことなのだ」と共通理解を進めていく上で、大変貴重な実践的な資料になるのではないかなと考えております。誠にありがとうございます。

そして、その上でですけれども、7章のところから事例が書かれていて、またこの事例も中野区の事例ということで、とても身近に「こういうこと、あるかもしれないな」と思えるすばらしいものだなと思っています。

その一方で、合理的配慮あるいは一人ひとりの困難を理解する、考えるということとはとても難しく、私も自分の専門上、いろいろなことがありますけれども、お一人おひとり違っていらっしゃるので、ここにも個々のアセスメントなどによって、コーディネーター、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどと連携することが大事と書いてくださったのですが、もしできましたら、こういった部分は、もう少し太字とか、かなり強調していただけるといいかなと思いました。

と申しますのは、お一人おひとり違うということと、もう一つ、その裏面というか、両面を考えますと、例えば聴覚過敏の子となっていると、「そういうお子さんにはこうすればよ

いのかもしれない」と、割と短絡的に結びついてしまったりすることがあるかもしれませんので、特に最後の集中するのが苦手ですとか、グループ学習や行事等に参加できないお子さんというのは、本当に幅広くいろいろな背景が考えられますので、ぜひ個別性ということへの留意の文言と、あと、こうした事例も現場の先生方に使っていただいた上で、また変えていったり、あるいは少し内容を、事例を変化させていく、取り上げる事例を変えていくなどにも必要なと感じました。

以上です。

指導室長

ご指摘ありがとうございます。委員からご指摘いただいたスクールカウンセラー等々の連携というのは、教育委員会としても強調していきたいと考えてございます。ガイドライン案のこちらのレイアウトですとか、今後、各職員に研修を行っていきますので、そういった際にも、今ご指摘いただいたことが重要であるということは、伝えていきたいと考えてございます。

岡本委員

確認なのですが、このガイドライン案は、区立幼稚園・小・中学校の教職員向けとあるのですが、例えば、私立幼稚園や保育園、あるいは学童クラブみたいなところには、配布の予定はないでしょうか。

指導室長

こちら、広くホームページに公開をしていきますし、また連携協議会等で私立幼稚園・保育園等にも周知を図っていきたいと思っております。また、学童クラブにも、学校にある施設でございますので、周知をしていきたいと考えてございます。

高野委員

具体的事例について、かなり詳しく書いてあって、すばらしい資料だと思います。ありがとうございます。

1点、質問なのですが、医療的ケア児に対する配慮については15ページ、16ページに書いてあるのですがけれども、これから医ケア児が増えていく可能性がある中で、もう少し記載が多くてもよかったのかなとは思います。

あともう1点ですが、いろいろなデバイスがこれから増えていく可能性もあると思うのですが、そういったものについて、定期的に改訂する予定とか、これからあるのでしょうか。例えば、4年後、5年後に改訂とか、具体的に予定があれば教えてください。

指導室長

ガイドライン案の内容でございます。ご指摘のとおり医療的ケア児の具体的な事例が今、現在では少ないというご指摘かと思えます。こちらについては、先ほどの伊藤委員からも事例の更新についてご指摘をいただいているところでございますので、また、医療的ケア児のこういった事例も充実をさせていきたいと考えてございます。

学務課長

様々なデバイスの拡充というのは、これからも学校現場では引き続き進めていくことになると思います。そのデバイスだったりソフトウェアは、どのような形で、合理的な配慮だったり、支援が必要な児童・生徒に活用していくかというところについては、まだ手探りな部分がありますので、それが事例として出せるようになりましたら、また、この合理的配慮のところにも加えていければと考えてございます。

また医療的ケア児のところ、指導室長からもご説明申し上げたところですが、令和4年度から中野区の区立学校でも医療的ケア児を受け入れ始めているところではあります。まだまだ、事例としては少ない部分ではありますけれども、医療的ケア児の検討委員会を含めて、様々な検討を進めていきたいと思えますので、そちらについても事例の中に加えられるタイミングが来ましたら、中身として入れていければと考えております。

平本委員

現場で利用しやすく、また視覚的にもわかりやすいガイドライン案にしていきたいと思います。

その上での意見になるのですが、法律上は当事者から意思の表明があった場合に合理的配慮をするということになっていきますけれども、基本的な考え方については、通達などがあって、意思の表明がない場合であっても、当該障害者の方が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるような場合には、法の趣旨に鑑みて、当該障害の方に対して、配慮を提案するための対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましいということが示されているところでございます。

ガイドライン案の中では、その趣旨の部分ははっきりと明記されていないですが、ただ6ページのPDCAのサイクルの図表を見ますと、やはり本人・保護者からの合理的配慮の申出が全てのスタートというわけではなくて、きちんとその前段階がありますよということが、わかるような図表になっておりますので、特に四角につながっていく矢印の部分の中で、適切と思われる配慮を提案するための建設的な働きかけというところが、大

変重要になってくるなと思っておりますので、このことがわかるような記述を少し入れていただくか、あるいはこういう趣旨が現場で十分に理解できるような、運用面でのご説明をお願いしたいなと思っております。

必ずしも、明確な申出がない場合であっても、申出につながるような働きかけのほうが大変になってきますよということでございます。

併せて、合理的配慮の考え方なのですけれども、既にガイドライン案の文章の中にはっきり書かれているので大丈夫だとは思いますが、あくまで過重な負担のない範囲で対応するということが求められておりますので、現場の先生方に過度のご負担を強いるような趣旨で、こういうガイドライン案を出しているわけではないよということを、しっかりと共有していただけるとよいかなと思います。

全てのご要望に対応することがどうしても難しいというケースもあるかと思っておりますので、そのような場合には、保護者とお子さんの理解を得ていくための対話を通じて、柔軟な配慮のあり方について相互理解を図っていく、プロセスのほうが大切だということが、先生方にご理解いただけるような周知の仕方をしていただけるとよいと思っております。

また、障害に伴う支障や困難さというのが、不登校などの原因や背景に潜んでいるようなケースもあると思っております、そのようなケースでは、こういう合理的配慮が不登校の予防や対策支援とも深く関わってくる重要なテーマになるかと思っておりますので、せっかくなのでつくっていただいたガイドライン案ですので、ほかの施策との横の連携の仕方についても、前向きにご検討いただければと思っております。

以上です。

指導室長

ご指摘、様々、ありがとうございます。合理的配慮の提供のプロセスのところが非常に重要であって、ここの部分に関しては、先ほども申しましたとおり、教員研修等でこのプロセスの趣旨等がしっかり伝わっていくようにしていきたいと考えてございます。

あと、特に入学時にこういった提供プロセスを利用して、保護者の方と十分に学校の環境を整えていくということが重要なかと思っておりますが、入学時の就学相談等もございまして、そういった場面でも、いろいろなお子さんがいらっしゃいますので、どのお子さんでもできるだけ円滑に学校生活が送れるような支援を、学校と保護者と一緒に考えながら作り上げていく、そういったところを大事にして、今後、教員等にも伝えていきたいと考えてございます。

岡本委員

私も、このプロセスのところで、気になったところがあるのですが、今のお話を踏まえていく中で、「対応の決定」とあるのですね。合意形成に向けた建設的対話を踏まえた後に、この「対応」という言葉でいいのかなというのが、ちょっとだけ気になりました。

保護者が直接これを見る場面は、もしかしたらないのかもしれませんが、保護者目線でみると、うちの子どもは「対応」されるのかと思ってしまわないかなという。言葉の使い方の話なのですが、ちょっとだけ気になったので発言をしました。

指導室長

こちら保護者の方もそのほかの方も、一般に広く見ていただくものですので、もう一度改めて、文言の精査をしていきたいと考えてございます。

伊藤委員

2、3点ございます。一つは今、対応ということがありましたけれども、恐らく法の趣旨に鑑みますと、その子どもへの対応ではなくて、障壁に対する対応ということだと思います。ただ、確かに、私ども仕事で常にこういったものに接している者でないと、岡本委員の言われたような読み取り方ということも、一般には起こり得るものなので、最初の文言に間違いがあったということでは必ずしもないように感じますけれども、よりわかりやすい文言という点では、また精査していくことも大事ななと感じました。

それから、もう一つ、先ほど法の趣旨というお話もありまして、実際の教育的な必要性ということと、法的な根拠ということと、バランスよく考えていくことが大事ですし、それによってまた法もよくなっていく、教育もよくなっていくということが必要かと思っているのです。一つだけ、気になっていて、私、専門でないのだからわからないのですが、間違いかもしれませんが、医療的ケアに関連しましても、法律が令和5年にできているので、もしかしたら、そういう紐づけというか、インフォメーションがどこかにあってもいいのかもしれないなということは思いました。どういうことで、そういう様々なことがつくられてきたのかということを理解するためにも、情報はすごく重要なことだと思っております、そのこととご確認いただければと思います。

最後に今、お話にも出ましたが、最終的な目指す方向性といましては、こういった特に障壁を感じていらっしゃる方だけではなくて、全てのお子さんにとって、のびのびと楽しく過ごせる学校になるための環境整備ということが、最終的なゴールとしてあると思いますので、そういったことも含めて整えていただけると、あるいは活用し

ていただけると、すばらしいなと感じております。

以上でございます。

学務課長

医療的ケア児に関する法律につきましては、制定されておりますので、その部分について今回、障害者の差別の解消に関する法律等も記載されている部分はありますけれども、医療的ケア児に関する法律の部分についても触れるかどうかについては、今後、検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

岡本委員

さっき、伊藤委員から、ゴールは全ての子どものお話がありまして、そこに通じるかと思うのですが、私も気になることがありました。

11 ページの事例9を基に発言をしたいと思うのですが、「自分の意見を伝えることが苦手な子」という事例があります。なかなか自分の意見を言えない状況って、本当に様々あると思います。その子の特質・能力もあるかもしれないし、その日の朝に何かあったのかもしれないし、教室が自由にものを言える空気でない可能性もあります。その場合は、その子だけではなくて、周りの問題でもあります。先生が教室の空気をどうつくっているかということもあるし、管理職が学校の空気をどうつくっているかということも、入れ子構造で様々あると思います。これはこれで、あくまで事例としてあってはいいのですが、「自分の意見を伝えられないからこうする」ではなくて、もう少し広い意味で、全ての子が学校にいやしくなるための場をどうつくっていくかということも、どこかに書いておいていただいたほうがいいのかなとは思いました。

指導室長

ご指摘ありがとうございます。まさに学校に通ってくる全てのお子さんが、自分らしく学べるような合理的配慮である必要であると思っております。つきましては、どのお子さんでも学びやすいような工夫、改善というのは、全ての学校で行っていくべきだという趣旨のことを、このガイドライン案の中にも盛り込んでまいりたいと考えております。

伊藤委員

今の点に関して、私も先ほど事例の精選ということを申し上げたのですが、その理由の一つとして、そのお子さんということに注目がどうしてもいってしまう。取り上げ方によって、そのお子さんの要因みたいなところに、最後にイメージが集中してしまうかもしれないと思っていて。ですので、もしかしたらこの最初のところ、いろいろ申し上げて

本当に恐縮なのですが、最初の障害者の権利に関する条約から始まっているのですが、その前段階として、そもそも障害というのが個人にあるということだけでなく、社会の中の障壁。ですから環境と個人との相互作用の中で、障害ということを捉えようというふうに障害観というのが変わってきた流れの中で、いろいろなことが起きているという、当たり前のことなのですけれども。先生方、特別支援教育というところで、そういうことの基本はご存じだと思いますが、もしかしたら何か一言、そういうことも差別の解消の、その一つ前のところで、そもそも障害というのは社会の中で変わっていくというところがある。環境によって、その障壁が変化していくというところを確認するような文言があるとわかりやすいかもしれないと思いましたし、また事例の取り上げ方につきましては、一層、ご注意いただけるとありがたいなと思いました。

以上でございます。

指導室長

今、委員ご指摘のことは障害をどのように捉えるかということで、医療モデルから社会モデルに変化していったということかと思います。非常に重要な考えだと思いますので、その社会モデルのことについても、この中に記載をして、先生方がそこをしっかりと理解できるようにしていきたいと考えてございます。

平本委員

私も基本的に今出た議論については、委員の先生方のご意見に賛同なのですが、このガイドライン案を読んだときに、最初の「発行にあたって」というところは、私自身は読むようにして、読むと、この中では、全ての幼児・児童・生徒についての内容にしていますし、今までそうしてきたということが一応、わかるように書いていただいているとは思っているのですけれども、多分、それが意外と伝わりにくい内容になってしまっているのかなというところに課題があると思うので、書かれていないわけではないとは思いつつ、そこがもう少しわかるような、何か書き方の工夫というのは、していただいてもよいのかなと思いました。

その観点で、今のガイドライン案から抜けているわけではないという趣旨で意見を述べさせていただきました。

以上です。

指導室長

ご指摘ありがとうございます。今、いただいたことを踏まえまして、もう少しわかりやす

く伝わるような視点をもって、もう一度、ガイドライン案を精査していきたいと思っています。

岡本委員

もう一つ、違うところなのですが、15 ページの2の支援体制のところで、「医療的ケアを必要とする子どもへの周囲の理解」ということがあります。この「理解」という言葉が、何を意味しているのかなというのを考えたのですが、「この子がいるから、ここは、自分たちは我慢しなければいけない」ということをもって、理解としていたのであれば、これは差別につながってしまうのではないかなと思います。

目的は、医療的ケアを必要とする子どももそうなのですが、いろいろな子が、いろいろな子であって、その子たちが教室にいることを、自分たちでどうやって学級をつくっていくかという一歩にするための理解にならないといけないと思いました。

ただ、知識として知っているだけでは、差別は解消されないと思いました。

以上です。

伊藤委員

これ、多分、医療的なケアを受けるお子さんが、例えば何か機具ですとか、そういうものがあつたときに、子どもが興味を持って触ってしまうとか、そういうときに子どもさんにきちんと説明をして、これは命に関わることで、ここはとても大事だからここは触らないでおこうねとか、相互理解という、医療的なケアを必要とするお子さんも、必要としないお子さんも、それぞれに相互理解というのがとても必要なので、そのことの範囲の中で、特に説明が必要となったときには、きちんと保護者の方とご本人の希望を聞いた上で、丁寧に説明をするということをご指摘下さったのかなと、私自身は受け取りました。

でも、いずれにいたしましても、先ほど事例ということがございましたけれども、どういう文脈の中で、どういうことが示されているのか、比較的よく事例に出合っている人にはイメージができて、そうでない方にはイメージがしにくい部分もあるのかもしれないので、なかなか表現が難しいところだなと思いました。

以上です。

学務課長

医療的ケア児に関する周囲の子どもの理解というところですけども、これは委員の先生方がおっしゃられたように、ただその物事を理解することだけではなくて、例えば、今、事例として1型糖尿病の児童、いますけれども、最初の中ではとまどっているところ

ろはありますけれども、慣れて、その児童が1型糖尿病で、例えば血糖値が落ちてくると補食が必要になったりするので、おやつというか糖類を少しとったりする。それについても、今、その子はポンプ管理なのですが、「ピーピーピー」とか鳴ったりすると、周りの子ども「食べたほうがいいのではないの？」と言ったり、そういう部分が、ここでいうところの子どもの理解というところにつながっているのではないかなと。一例なので、全てが、医療的ケア児も、ほかの事例とかもいろいろあるので、一例として挙げさせていただくと、そういう形なのかなと思っています。

ただ、物事を理解するというだけではなくて、そういうふうに周りも一緒に活動していくですとか、伊藤委員がおっしゃったように、こういう機具があるのだったら、「これは触らないようにしなくちゃね」というところも含めての理解かなと考えているところでございます。

伊藤委員

そういう意味では、「周囲の子どもの理解が必要な場合」と書いてしまってあるけれども。子どもの相互理解が全ての子どもに必要なだという視点からすれば、特に必要な場合とか、何か周囲の子どもの理解の促進とか、ここの最初の行、「医療的ケアを受ける子どもがおり、周囲の子どもの」というところからの表現をわかりやすくする方法も、もしかしたらあるのかもしれないなと思いました。

以上です。

学務課長

ここの表現については、少し精査させていただければと思います。

田代教育長

様々なご意見、ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。いただいた意見を精査していきたいと思っております。

それでは、次に事務局報告の3番目「日本語指導が必要な児童生徒の適応支援の検討状況の報告」をお願いいたします。

指導室長

それでは、「日本語指導が必要な児童生徒の適応支援の検討状況」をご報告させていただきます。

今後、増加が見込まれる日本語指導が必要な児童生徒の適応支援につきまして、新たな

方策を現在検討しておりますので、その状況を報告いたします。

1の区立学校在籍の外国籍の児童生徒の現状の(1)区内在住の外国人人口の推移と将来推計でございますが、傾向といたしまして、2022年以降増加傾向にございます。(2)区立学校在籍の外国籍の児童生徒の推移でございますが、こちらは傾向といたしまして、令和2年からの5年間で約1.6倍に増えてございます。

続いて、2ページをごらんください。(3)区立学校在籍の外国籍の児童生徒の国別人数の推移でございます。こちら、上位6か国のみ取り上げてございますが、この3年間で中国が約1.5倍、ネパールが約2倍に増加してございます。

(4)令和6年度区立小学校在籍の外国籍の児童の学校別の人数でございますが、20人を超えている学校が、現在4校ございます。

続いて(5)令和6年度区立中学校在籍の外国籍の生徒の学校別の人数でございますが、こちら10人を超えている学校が現在5校ございます。

次に3ページをごらんください。2の区立学校における日本語指導の現状でございますが、(1)現在、中野東中学校の日本語指導を行っている生徒数の推移でございますが、中野東中学校では、現在、帰国子女や外国籍の生徒の受け入れを行っておりまして、この3年間で約2.2倍に増加してございます。(2)ANICの日本語指導員派遣指導の実績でございますが、平成26年からの10年間で約3倍になってございます。(3)ANICの日本語教室の実績でございますが、こちらも令和2年からの5年間で約3倍になってございます。

続いて、4ページをごらんください。2の今後の検討の方向性でございますが、今後、ANICとの連携を維持するとともに、増加が見込まれる日本語指導が必要な児童生徒の適応支援について、東京都教育委員会が定めております「日本語指導推進ガイドライン」等に基づいて新たな施策を検討してまいりたいと考えてございます。(1)の日本語指導の指導形態でございますが、ガイドラインでは、主に記載の5種類の形態が示されております。その5種類を、表では左右二つに分けておりまして、左側が学校の教育課程に基づいて行う指導形態と、右側が学校の教育課程に基づかないで行う形態に分かれてございます。また表を上下に分けてございますが、児童生徒が在籍している自校で指導を受ける形態と、他の施設で指導を受ける形態に分かれてございます。こちら、いずれも一長一短がございまして、今後、中野区の子どもたちにとって、どのような形態が望ましいか、検討をしてまいります。

そのために、まず(2)日本語指導が必要な児童・生徒のニーズ調査を実施いたします。①

の目的はお読み取りください。②の対象は、(a)外国から転入したときに日本語が話せなかった児童・生徒及び(b)の(a)の保護者。そして(c)日本語が話せない児童・生徒を担当したことがある教員に調査を行ってまいります。③の方法でございますが、アンケート調査をオンラインにて実施する予定でございます。④の期間でございますが、4月中旬から5月初旬の予定でございます。

また(3)の日本語指導が必要な児童・生徒等の適応支援検討委員会の設置でございますが、先ほど申しあげました指導形態等、適応支援の在り方を検討するために区内小・中学校の校長等を交えて委員会を組織してまいります。①の協議事項でございますが、(a)から(d)に記載のとおりでございます。②の構成でございますが、教育委員会事務局の職員と区立小中学校長で構成する予定でございます。

最後に3の「今後のスケジュール(案)」でございますが、令和7年5月にニーズ調査の集計を行いまして、併せて他の自治体の視察も行っていきたいと考えてございます。また、10月と令和8年3月に本委員会にて検討状況やその結果を報告いたしまして、令和8年4月から新たな施策を開始していきたいと考えてございます。

私からのご報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

大変丁寧にお進めいただきご計画をつくっていただいて、心より感謝申し上げます。

と申しますのも、私、こういったことの専門ではございませんけれども、例えば言語というところを取り出しましても、日常会話ができる、例えば「こちらに行って」とか「座っていて」とかと先生がおっしゃって、お子さんが理解するというレベルと、教科の内容を十分に理解するという言語のレベルにはすごくひらきがあって、このことは海外に行って、例えば何か買い物とか、多少の言葉が通じるということと、大学ですとかそういったところでの講義が受けられて、レポートが提出できるかということになると大分語学力に差があるということからおわかりいただけると思うのです。

ただ、そういったことも現場の先生方は、知識としてご存知ないと、忘れてしまうというか、言葉が通じて、表面的に通じていれば、日常会話が通じていれば、授業の理解も大丈夫だろうと感じやすかったりですとか、そういったご指導の難しさがあると思いますので、先ほどの合理的な配慮のことでも出ましたけれども、環境の整備ということでも、学校に

も働きかけをしていくようなプランニングをしていただけるとありがたいなと思いました。

そういったことをもう少し広げますと、お子さんにとっては日本語ということだけではなくて、文化適応ということについて、例えば心理学では統合していくのか、同化していくのか、分離してしまうのか、周辺化するのかとか、いろいろ理論があったりするぐらいで、子どもさんたちは、違った文化の中で、どのように生きていくのか、どのようにそれを取り入れるのか、あるいは表現していくのかなどなど、たくさんの悩みも抱えていらっしゃると思いますし、逆に周囲のお子さんにとっても、異文化の出会いということで、成長を促すようなとてもすばらしい体験になっていく可能性がたくさんある部分だと思いますので、単に外国籍のお子さんの日本語指導というところにとどまらず、そういったお子さんへの適切なサポートと、もう一つ、学校の中での豊かな教育環境という点で、日本の国籍の方、日本語が母語の方も、そうでない方も、そういう多様性があるからこそできる教育という観点から、何かが考えられるといいのかなと思っておりますので、そういった包括的なアイデアの中で、日本語指導ということもお考えいただけるとありがたいなと思いました。

また、そのためには、ご専門の先生方の知見も重要だと思いますので、アンケートと並行してご専門の方への意見の参照ですとか、いろいろ意見をお尋ねすることですとかしていただけるのも大事なかなと思いました。

以上でございます。

指導室長

様々ご指摘、ありがとうございます。子どもたちが日本の学校に慣れていく段階ということで、やはり少し段階がありまして、その段階に応じて、必要な指導内容というのが、東京都の日本語指導のガイドラインにも載っております。

そういったものを参考にしながら、今後、検討を進めてまいります。それだけではなく、広く専門家のご意見なども伺いながら、次年度に向けて、どのような指導のあり方がいかにということを検討してまいりたいと考えております。

岡本委員

ちょうど昨日、文部科学省の中央教育審議会の部会でも、日本語指導が必要な児童・生徒への教育課程について審議が始まっておりました。現時点での私の考えなのですが、さっき伊藤委員がおっしゃったこととほとんどかぶっています。ただ単に日本語の授業が受けられるようになれば、それでいいという日本語指導ではなくて、外国籍の子どもたちの母語も大切です。文化も大切です。日本の文化に染まり過ぎると親子関係に亀裂が走るという

話も聞いたことがあります。その子たちが日本でどうやって生きていきたいのかということも考えた上での日本語指導を考えていきたいと思いました。

これから外国籍の方々は、どんどん日本に増えていきます。私たちは、日本の学校文化をその上でどうしていききたいのかということも考えないといけない時代になってきているのではないかなと思っています。

以上です。

指導室長

現在の学校の中で、こういった外国籍のお子さんが生活していく中で、その困り感を解消していくということが必要かと考えてございます。その上で、そのお子さんが、学校で円滑に学校生活を送っていくというためには、担任の先生1人とか、それからまた日本語指導の先生1人という形ではなくて、例えば、日本語学級を設置するとなれば、通常学級、在籍している学級と、その特別なクラスの学級の先生との連携ですとか、それからまた保護者も含めて、どのように学校体制として支援をしていくか、そういった校内の指導体制等も整えていく必要があるかなと思ってございます。

そういったところも、検討委員会の中で、話題にしまして、広くどのようにそのお子さんを学校として受け止めていくのか。そして、支援をして、成長を支えていくのかということを考えていきたいと思っております。

田代教育長

ほかに質問やご発言がありましたらお願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。外国籍のお子さんに対する日本語指導のニーズ、本当に高まっていると思いますので、まずこのような取組には賛成でございます。また、この指導形態の種類のところも、私もよく理解できていないところがあったので、大変わかりやすくまとめていただいて、ありがたいなと思っております。

言語の問題というのは、皆さん、委員からも出ていますけれども、学習の遅れとか、場合によっては学校生活における意欲の低下につながるような場合もあるかと思っておりますので、早い段階で必要な支援をしていただくというのが重要だと感じております。

今後、アンケート調査を踏まえて、ニーズが高い学校区を拠点にしていくことなどが想定されるところかとは思いますが、子どもたちの年齢に応じて、どの時間帯で、どの場所であれば無理なく通学を継続していけるのかという観点も重要になってくるかと思

いますので、アンケートの中にそのような部分もわかるような形で取り入れていただいて、ぜひ今後の議論を、よい形で進めていただきたいなと思っております。

以上です。

指導室長

アンケートの中身については、今、現在、精査をしているところでございます。一定程度、通室等に負担が生じる部分等もございますので、そういったところがどの程度、指導のニーズとその負担と、どのような考えを持っているか、そういったところもわかるような調査にしていきたいと考えてございます。

岡本委員

先ほどの合理的配慮の話にもつながるのですが、外国籍の児童・生徒の教育課程があって、日本人向けのマスの教育課程があって、別々でやるということではなくて、例えば、さっき伊藤委員が教科の学習をするための言葉は違うとおっしゃいましたが、概念の理解が今後は大切になると思います。概念を外国籍のお子さんたちに理解してもらうための授業改善というものは、日本の子どもたち、概念を理解していない子は多分たくさんいます。日本語はしゃべれても、概念がわかっていない子たちに、概念をわかってもらうための授業改善につながっていくのではないかと思います。

先ほど、在籍級と取り出した先の先生との連携というお話もありましたが、より一体的に考えていければいいのではないかと思います。

以上です。

高野委員

非常によい取組だと思います。区内外国籍の児童が 293 名ということでしたが、こちらの授業は日本語学級として、日本語能力が不十分な帰国児童及び外国籍、在日外国人児童などのためということなのですが、中野東中学で見ると、日本国籍のお子さんのほうが多いみたいなのですが、この日本語教育の必要な日本国籍の児童・生徒の割合や数というのは、把握はしているのでしょうか。

指導室長

日本国籍で、日本語指導が必要なお子さんについては、この中野東中の数のみ、今、現在、把握をしているところでございます。

今後、ニーズ調査等を行っていく中で、こういったお子さん、親御さんと一緒に外国に行かれて、そこで生活をされて、なかなか日本語になじむ環境がなくて、それで親御さんのお

仕事が終わって、日本に戻られたというお子さんですので、そういった観点で、各学校にも聞き取りを行ったりして、帰国生徒のニーズ等も把握できるようにしてまいりたいと考えております。

田代教育長

ほかに質問やご発言がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

それでは、最後に事務局から次回の開催についての報告をお願いします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は、4月18日金曜日、10時から区役所7階教育委員会室で開催いたします。

なお、諸事情により急遽休会となる場合がございます。中野区ホームページにてご確認をお願いいたします。

田代教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第11回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時03分閉会